

第七回 国会
衆議院

選挙法改正に関する調査特別委員会議録第五号

(三〇二)

昭和二十五年三月二日(木曜日)

午後二時三十分開議

出席委員

委員長 生田 和平君

理事 加藤隆太郎君

理事 栗山長次郎君

理事 山本 猛夫君

理事 井出一太郎君

池田正之輔君

北澤 直吉君

田中 重彌君

藤枝 泉介君

並木 芳雄君

中野 四郎君

出席政府委員

全国選挙管理委員会事務局長 吉岡 惠一君

委員外の出席者

法制局参事(法制局第一部長) 三浦 義男君

本日の会議に付した事件

公職選挙法草案に関する件

公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律案起草に関する件

委員会の報告書作成に関する件

○生田委員長 これより会議を開きます。

公職選挙法の件を議題といたしました。新聞紙、雑誌の報道及び評論の自由に関する事項につきましては、前の委員会において御報告をいたしてありますから、省略いたします。参議院の申込み事項につきましては、本案を参議院に送付後において、さらに参議院

院の意思表示があつたときに議することとしたしました。

次に施行期日であります。施行令の制定その他、施行準備のために要する日時を考へまして、四月一日を五月一日に改めることとしたしたいと思います。これはお手元に差上げてあります。公職選挙法草案中に訂正しておりますが、これを訂正することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○生田委員長 御異議なしと認めます。よつてお手元に差上げてある通りのものを公職選挙法起草の草案として、これを委員会の成果となすことについて、お諮りしたいと思ひます。

採決に入ります前に、右の草案について討論を行いたいと思ひます。千賀君。

○千賀委員 私は自由党を代表いたしました。本案に賛成をするものでござい

ます。その理由といたしまして、まず第一に強調したいことは、この選挙法は、かつて見ざるどころの民主的色彩を多分に織り込んだものでございまして、この点に至りますと、実に驚異的な進歩であると思ひます。

その一、二の例を申し上げます。新開の報道の自由の條項であります。憲法においても、選挙の自由、報道の自由は徹底的に認められておりますけれども、ともすると、いろいろ／＼な観点から、これがばまれておるの

でございますが、この法案におきましては、個人演説会は、ポスターを定められた数、すなわち衆議院においては三千枚であります。この三千枚を巧みに使いさえすれば、この範囲内におきましては、演説会の回数は何十回でも何百回でもかまわない。また第三者の演説会のごときも、ポスターを使わずして、メガホン等で演説会のあることを知らしめるという方法をとれば、その回数におきまして、その中に盛り込む言論におきまして、一切制限を加えられておらないという点に注意を

しまして、またこれは大由の自由が獲得せられるのであります。新聞の報道のごときも、政党の批評はもちろ

ん、個人の批評に及びまして、これは自由である。もしこの自由という事柄を極度に濫用いたしまして、特にある人のために選挙の妨害をする、あるいは無根の事実を流布するということは、禁じられておりますけれども、正しき方法においての正しき意味の自由は、まったく獲得せられるという

点のごときも、また過去においてわが国の選挙風景には見ることのできなかつた一大進歩でございます。

またこの選挙法において、とき／＼問題になりますけれども、地方の公職者が立候補をするときに、その職をやめなければ立候補ができないということは、現行法通りこれを取上げてお

しますならば、やはり当然でございます。一人一役をもつて国家、民衆に奉公するという上から申しまして、地方の府県会等の議員が、それをやめなければ立候補ができないというのを制定しようとするのも、当然でございます。

私自身の選挙に臨みました体験を申し上げます。私は県会議員であつたのが、こちらに移つて来ましたが、県会と両またを掛けずに、県会の方を捨ててこちらだけ立候補いたしました。当時愛知県では県会議員で立候補した者が十数名あつたのであります。が、県会を捨てた少数の者がこの選挙に当選をいたしました。二またをかけたという立場の方は、ほとんどま

くらを並べて落選をいたしました。こうした一人一役をもつて、ほんとうに純心な立場で国家に御奉公しようという人の気持は、民衆がよく知つていてと思ひます。今回の選挙におきまして、あえて一人二役、二またをかける道をあけないということは当然でありまして、これは過去の選挙の例に見る民衆の立場を、はつきりと法律の上に表現しようとするものであります。

次は、時に連記投票のごときを主張される向きもございますけれども、わが党は、過去最もわかりやすい、民衆の好みましたる記名投票一本やりで行こうという点、これは過去の失敗に徴しまして、わが民衆に最もよく親しまれ、最も好かれる民主的な方法と考へます。

次は選挙費用の問題でございます。衆議院の方を、大体一票今までの方法の計算によつて単価を二円、参議院の地方区を二円、全国が一円ということになつておりますが、これはいづれも概数であつて、しかも以下ということでございます。概数でなしに、このままできめずならば、ここに今表を配

付されましたが、この表によりまして、参議院の地方区が六十万円から八

十万円、少くも五、六十万円になりますので、二円にきめるとすれば、これは非常に高きに失する。衆議院の方が十五、六万円であるのに、参議院の地方区がただいま申し通りに、金額が上ることは、非常に不合理でございます。それをわれ／＼の含みのあるところは、以下ということでございます。大体以下ということであるならば、一円も以下である、五十銭も以下である、今の世の中になさわしい額を、政府がそのとき／＼に見定めをつけて、政令でこれを選挙の直前に定め

るというごときで、それが最もよい方法と思ひます。ただいまの日本の社会は、非常に大きな動搖中でありまして、同時に貨幣価値も大きな動搖中でありまして、二円というものは、高過ぎるという感じもあるうが、安過ぎるという感じのときもあるうと思ひます。もしもこれを法文化して、二円であるとか、あるいは一円であるとかいうようなことにきめた場合には、大きな変動のときに一々これを法律で制定することは、非常に困難でありまして、

この不便を忍ぶうちに時は過ぎて、とうとう民衆は「不合理な選挙を法律によつて押しつけられる」ということも考えられますが、わが党はこれを政令によつて大体今定めようとする標準以下で、適当なところに定めて行こう、そのスライドを含んだ方法は、最も民主的であると思います。

また選挙の自由と個人の自由、これはよく混線をしやすいものでございませうけれども、この個人の自由というものを選挙の上に大きく表現をいたしておることも、この選挙法のまた特徴であると言えます。戸別訪問は禁じておられますけれども、選挙の進行中に、候補者自身が、親類、縁者その他特別の關係のある人に、あいさつのために訪問することを認めるという点は、従前の選挙が、すでにあらゆる個人の行動を、選挙の旋風の中にたたき込んでしまつて、これによつて取締らうとする、ここから起るトラブルをよく解消をいたしまして、そのうちで個人の行動だけを自由にして行こうという点も、かなりこれは大きく個人の自由が取上げられてゐるのであります。また住居の規定のときも、従前は六箇月でございしたけれども、この選挙法におきましては三箇月に切り下げ、また文盲の人々、ことにこれは都部に多いのでございしますが、その文盲の人々が、自分の思う人の名を書くことができないから、遂に棄権になつて行く。

心の中ではだれかに入りたいというところを考えながら、文盲、無筆のために棄権になつて行く。これを救うために、文盲は代筆でもよろしいといううなことを認める。この点も従来の選挙にはかつて見なかつた画期的な自由

を認めるものでございします。さうな点からいたしまして、この選挙法の非常な明朗性を思はずにはいられませう。

また期日の問題でございしますが、四月一日というのを、今回は五月一日、これは選挙管理委員会その他の、実際の第一線において事務を取扱う方面からの希望でございしますので、当然これは同調する。この点においても一点の矛盾はないものでございします。

以上引例をいたしましたことは、ここごとく原案に對しまして私どもは賛成をする、その賛成の方向をここに鮮明にいたした次第であります。

○生田委員長 前田君。

○前田(種)委員 私は日本社会党を代表して、簡単に意見を申し上げたいと思ひます。

昨年の第五国会以来、委員長初め委員各位が、公職選挙法の成案を得るために、御盡心願つたことを、私は感謝いたします。特に事務局、選挙管理委員会等が、いろいろな点で御配慮願つた点も、あわせて感謝しておきたいと思ひます。最終的にでき上りましたこの法案に對して、わが党といたしましては、これを本会議に上程することには賛成をいたします。しかし最終的に得ましたところの本案の内容については、いろいろ意見がありますので、その意見の開陳は本会議の席上に開陳することにしたいと思います。

私、二、三の点を拾つて申し上げます。すなわち、今も千賀委員が申されまして、第一に、従来ありましたところの多くの選挙關係の法案を、一本

の法律案に整理したということは、画期的な改正だと私は喜んでおるものでございします。その内容の中にも、今指摘されたいように、できるだけ住居制限の期間を短くする、あるいは不在投票、代理投票の道を開き、あるいはその他いろいろ整備された点もございします。特に昨年の選挙の結果を見まして、昨年の選挙の結果不合理であつた点がある程度是正されたといふことも、私は率直に認めてゐるのでございします。

しかしその反面に、わが党の基本的な方針から申し上げるならば、もつとつばな選挙法にせなければならぬという意見があるわけでもございします。投票方法につきましても、あるいは選挙区の問題にいたしましても、基本的に意見が残つておることは、今日の現状としてはやむを得ませんが、わが党としては、そうした基本的な問題について、もつとはかの意見を持つものでございします。それから候補者の立候補の問題等につきましても、いろいろ御意見がございましたように、官吏の人々の弊害等も今日率直に認めております。特に高級官吏が選挙期日数日前にやめて立候補するといふことが選挙に及ぼす影響等は、相当弊害があることを認めざるを得ないのでございまして、どうしても六箇月以上あるいは一年以上というように、一定の制限を付して、公職の高級官吏あるいは知事等が、ある期間を置かなければ立候補できないといふことにすることが、妥当だといふ結論も持つておるわけでもございします。その反面兼職であつて立候補が許されてゐない、要するに公選されたい議員が、やめなければ

ば立候補できないという点につきましても、逆の意見を私は持つております。

その一、二例を申し上げますと、たゞいま千賀委員は、当然市町村会議員、府県会議員といふものは、やめて堂々と立候補すべきだといふ御意見でございした。私は民主主義の発展の過程における議会運営の浄化、発展等から考えまして、いわゆる市町村会議員、府県会議員、都県議員といふような人々が、立候補して、当選のあかつきに一方をやめるというものは、何らの弊害もないと考えます。またそうした道を開くことによつて、ほんとうに民主主義議会が立つて来ると、私は考えておりますから、いわゆる地方選挙において選挙された人々のみにおいては、むしろそうした道を認めてやるといふ方法も考えてしかるべきではないかと考えます。

それから選挙運動の問題につきましても、いろいろ真剣な御意見がございましたし、私も過去において意見を申し述べておりますので省略いたします。

なお私は公営の範囲を徹底するといふ点について、さらに内容をよくする必要があるのではないかと、いふように考える反面におきまして、できるだけ費用が公平にいらぬといふ建前に立つて、選挙事務所の中心にしての議論でありまして、一箇所にする、特に広汎な地域のみについて数箇所を認めるといふことにすべきである。今日出て参りました法案の内容は、最低二箇所にしてありますが、二箇所にすることによつて、やはり費用は倍かかると

いうことになりまして、二箇所です満足できるかといふと、結局できません、二箇所も一箇所も、結局同じことになつて、費用だけがかさむといふことになりまして、私は原則としては、一選挙区に選挙事務所は一箇所、特に便利の悪い地区、広汎な地区に限つて数箇所を許すといふように、さらに訂正することが妥当だと考えます。

それから費用の額は政令に譲つた方がよいといふ千賀委員の御意見でございしましたが、私は選挙費用といふものは、本法の中心をなすものでございしますから、費用の最高額はあくまで法律によつて明記すべきものと考えます。今日まで議論になつた内容から行きますならば、五円、三円、二円という御意見もありましたが、今日のこの参考資料を見ますと、二円でも高過ぎるというのでございしますから、私はむしろ一円にしてほしいと思ひます。一円にし、あるいは全国区は五十銭にしてもよい。いずれにいたしましても、基本的な選挙費用の最高額といふものは法に明記すべきが妥当だと考えます。その他にもいろいろ意見はございしますが、その意見は本会議に譲ります。

私は以上の点を申し上げまして、この法案を委員会が上げまして、国会に正式に提案するといふことには賛成いたしますが、この内容につきましては、わが党は後日相談いたしまして、本会議の席上にその態度の結論と意思を發表することを留保いたします。

○生田委員長 並木君。

○並木委員 私は民主党を代表いたしまして、この委員会の成案になりました公職選挙法案に對し、希望条件を付して賛成の意を表するものであります。

す。賛成するならば討論はいいのじやないかという声もあろうかと思ひますけれども、これは私たちがずつと手がけて来た法案でございますし、今後もまた続けて審議をせられる性質を持つておりますので、この機会に締めくくりにあつて、無條件に賛成の場合ならばいざしらず、いろいろ／＼な点において希望条件がありますので、そういう点をあげて今後の参考に資したい、そういう意味で討論をやらせていただきたいと思います。

本法案が委員会の審議にかけられてから、委員各位関係者の方々の非常な御努力がなされたということは、ただいま前田委員からお話のあつた通りで、私も非常に感激しておるものでございます。特に私は途中から委員になりました、前のことをよく知つておりませんでしたが、前の議事録を拜見したり、その他のお話を聞いてみて、いかに先輩の委員各位が、この点について盡力されたか、そのあとを知りました、感謝しておるものでございます。従つて私たちとしても、是が非でも本法案は建設的な方面に、つまり皆で賛成をする方面に持つて行きたいという気持は、どなたもかわりはないと思ひます。ただいかに大がかりな改正でございまして、その審議には、ある場合には十分の時間がなかつたかもしれませぬし、また事柄の性質上、非常にむずかしい点もあつたというので、必ずしも意見の一致を見なかつた点もあるかもしれませんが、これまたやむを得ないところであらうと思ひます。特に選挙法は、選挙が原則として自由であるべしという建前と、自由ではあるべきであるが、自由になると金が

かかり、公平を欠いて、幾多の弊害が出て来る。そういうところで公正な選挙をやるために、自由と選挙の公営との間の調節をいかにするかというところに、非常にむずかしい点があるかと思ひますので、この点について今度の法案を私たちが審議する過程において、あたかも両刃のほこのごとく、一方においては自由、一方においては選挙の公営という矛盾した方向に向つて立案審議した、そこに苦しい点が見受けられるのではないかと思つております。結局前者の場合は、選挙の制限を撤廃することによつて目的は達せられます。後者の場合は、選挙の公営を徹底することであると思ひますが、この点について、私たちは自由はもとより理想といひますけれども、やはり現段階におきましては、この弊害の多い点を考え、公平なる選挙ができる点を考慮して、選挙公営というところに重点を持つて行くべきであるという結論に達しておつたわけであります。

特に無名の新人とか、あるいは金力のない候補者にとつては、選挙の公営をもつてしなければ、なか／＼進出のチャンスはないと思はれるのでございまして、選挙の自由は、しば／＼金持のためのものである、あるいは名前前の売れ自由、あるいは権力を持つた者のための自由、あるいは偏する傾向を是正しなければならぬと考へておるのでございまして、こういう選挙の公営を、今の段階においては堅持すべきであるという私たちの立場からいたしますと、今回の公職選挙法案は、かなりの選挙公営を織り込んだということが言えるのであります。選挙管理委員会制度というものを存続しておりますことや、あるいは公

の費用をもつて立会演説会をやること、はがき、ポスターまで無料にしたこと、それからラジオの放送、新聞の広告、選挙公報の発行、乗車券の発行、こういうことを、もし自弁でやるとしたら、相当な額の金がかかるという点を考えますときに、私たちは選挙公営がかなりし通つてゐることに賛意を表するものであります。従つてこういった方面における進歩のあとをうかがう意味におきまして、これは私たちが賛成する第一の点でございまして、

そのかわり、願つて考えてみますと、やはりまだ選挙の公営が徹底しておらない節もある。たとえば選挙の費用の中で、一番金のかかるトラック、乗用車、そういうものの代金は、これを自弁でやらなければならぬ。こういうところまで公の費用で拂われるようにならないと、ほんとうの意味の公正な公営選挙は、できないのではないかと、これは将来の研究にゆだねたいと思つて、この点でございまして、

それからまた、選挙権を行使する場合に、病院に長く入つてゐる人に対する場合とか、あるいは最も関心の深い選挙区の改正案、ことに人口の異動によつて、かなり定員がかわつて来ている、そのかわつて来ている定員をそのままにして今度の選挙に臨むというような点も、これはどうしても真剣に取組まなければならない問題であると思ひますので、御考慮を願つたと思ひるのであります。

また選挙費用の点につきましても、まだ相当巨大な金がかかるのであつて、私たちの建前からいたしますならば、

ば、お金がなくて選挙に出られる、そういう選挙運動もできるといふところまで、徹底して行きたいと思つてゐるのでございまして、

この選挙法の立案にあたりまして、私たちは、しば／＼公聴会といつたものを開くように要望したのでございまして、この公聴会が遂に開かれなかつたといふことも、これは遺憾の点でございまして、今後の研究課題としておいていただきたいと思います。特に問題になりました新聞の自由の点でございまして、私たちはこれまた新聞の自由、報道の自由、評論の自由といふものを理想としておつて、これが一般に行われることに対しては、何らの異存はなかつたのでありますけれども、しかしながら、先ほど来申し上げます通り、やはり選挙の公正という建前から、どうしても個人に対する制限だけは、今の段階においては制限しなければならぬのじやないかという見解を持つておつたのでございまして、報道の自由はけつこうでございまして、

評論の自由も、政党の事柄、あるいは政策綱領、そういうものに對しては、もとより基本的な自由をもつて十分やつていただいてけつたうだと思ひますけれども、ただ候補者個人に対する評論といふことに対しては、やはりいまだに私たちは依然としなない点があるものであります。これは必ずしも新聞を信用しないという意味ではありませぬけれども、いろいろ／＼の弊害が起り得るという点、この委員会におきましても、最も議論が重ねられ、最も慎重に論議された点であつたのでございまして、私たちの建前は、あくまで個人に対する評論といふものはやはり制限

していただきたい、こういう立場をとつてゐるものでございまして、

その他あげますと、相当研究の余地があると思ひます。またいろいろ／＼疑問の余地がある。ことに新聞の配布の場合などにつきまして、これは戸別訪問を禁止しておりますし、文書図書の頒布は禁止してゐるにかかわらず、たとえば機関紙といつたものを、販売の目的をもつて戸別に売つて歩いても、これは今度の法案では違反にならないといふことになりましたので、こういう点から行くと、新聞の販売の自由という点から、文書図書の頒布の制限といふこととの間に均衡を破つて行く、こういうきらいを認めるのであつて、

私たちは今度のこの法案によつて、相当の弊害が出て来るのではないかと、その弊害を除去するために、あくまでも個人に対する評論をも認めるのであるならば、新聞雑誌、こういうものの定義をはつきりして、そういうものも天下の公器である新聞雑誌の使命を全うするために、相当の問題が起る可能性をあらかじめ防止すべきであると思ひます。この点をはつきりしないうらみがあります。もとより選挙の公正を害する場合に、これに對して制約規定はありますけれども、選挙といふものは、そのときの勢によつて、決がきまつてしまふものであります。あとから訴訟になつてそれが長引く、あるいは訴訟において本人のために利益になるような結果が少いという過去の実績を見ますときに、私たちは、こういう点についても幾多の研究、検討を要する点を残してゐると思つたのでございまして、従いましてなお時間をいただき、十分審

議を重ね、公聴会を開き、そうして、われ／＼がかつてこの審議の過程においてある新聞から、一休国會議員というものは、いつの間にかこういふ腐つた、自分本位の選挙法案をつくるようになったかというやうな非難、自分たちさえ当選すればいい、新しく出て来る者のために不利益になるやうな法案を、みず／＼立案しているというやうな、私たちから見ると主観的な、片手落ちのいわゆる評論を受けないで済むやうに、やつて行きたかつたのでありますけれども、残念ながら何分にも参議院議員の選挙が間近に迫つておりますので――参議院議員の選挙に間に合わせるためとはいへ、そういつた皆さんのものならば何も賛成しなくてもいいじやないかとおしやるかもしれせんけれども、かれこれ比較いたしまして、たゞきに、私たちは選挙の公営という立場を堅持しながら、また一方において選挙の自由という点との間に相当の調節がとれて来た、こういう点に思いをいたすならば、やはり従来ありました選挙法に対して一歩前進したものと認めますがゆゑに、私は以上の要望を添えまして、この法案に賛成の意を表するものであります。

○生田委員長 ちよつと並木さんに申し上げましたが、たゞいま並木委員の御発言中、公聴会を開かなかつたということがあつたのです。これは並木委員の考えと委員長としての間に、そこに食い違いがあるかもしれせんが、この委員会開会後頭におきまして、學者並びに評論家、言論機関等の名士の方々のお越しを願つて、一応皆さんの御意見を聞いております。並木さんの御希望は、あるいはその他の大勢の方々

の公聴会を開くという御希望であつたかもしれせんが、そこにその方法において食い違いがあると思ひます。しかし委員会といたしましては、一応公聴会を開きましたというのを御了解願ひたいと思ひます。

○並木委員 委員長から御発言がありましたから、私もちよつとその点で触れておきます。もちろん私はそれを知つておつたのですが、しかしその後相当重要な変化があつたやうに見受けられましたので、そういう点を中心として公聴会を開かれたらどうかということを進言しておりましたがために、私のたゞいまの発言がなされたわけでありますから、その点も御了承願ひただきたいと思ひます。

○生田委員長 立花敏男君。

○立花委員 共産党といたしましては、この原案に遺憾ながら反対でございます。その理由といたしましては、この原案は決して現行法の改正ではなくして、改悪であるといふことでございます。根本的に私も共産党として、選挙法で主張いたしておりますところは、全国一選挙区比例代表制という原則的なものでございまして、この問題が即時に取り入れられるかどうかは別問題といたしまして、少くともこういう根本的な、原則的な問題が、少くも審議に上らなかつた、それは触れてはいけないうものとして、委員会の審議の内容から除外されたといふことは、非常に大きな問題であると思ひます。従つてこの改正原案は、臨時のなものでございまして、この参議院の選挙が済めばすぐかえるのだといふやうな気持が、委員各位の中にもあるやうに考えられますが、これはこの原

案に対して致命的な欠陥ではないかと私考いたします。こういう根本的な問題ではおかむりをしながら、しかも末梢の問題には、形式的な民主主義の形を取入れまして、改正の形が出ておるやうでございまして、実際の形はその改正も實質的には改悪であり、實質的には反動勢力の参議院選挙の武器となるやうな勢いが多分にあると思ひます。しかも現在の売国勢力が、その背後にありまして大きな勢力の支配下に、あるいはそれと結託しつゝあるといふことを考へますと、この選挙法は、売国勢力の統制法律であるといふやうに考えられる、あるいは言える。さらにこの原案が法律となりましての場合に、それを施行し、あるいはそれを管理する者が、世界的に見まして植民地を支配し、植民地の行政を握つておるやうな植民地官僚、いわゆる委員会制度……（どこが植民地だ）と呼び、その他発言する者多く聴取不能）……實質的に実権を握つて利用しておることを考へますと、どういたしまして、これは日本の植民地化に拍車をかける法案になるといふことを私も考へております。

具体的に、今言つた問題を法案で基礎づけて行きたいと思ひますが、まず第一に第十三章の選挙運動でございまして、この條項は、明らかに憲法違反の疑いがある、ところがございまして、この違反の内容に至りまして、非常に自主性を失ひました、いわゆる法律の体をなさないうやうな形……（どこがそうなんだ）……（どこが憲法違反だ）と呼び、その他発言する者多く聴取不能）……まず静かに御開きを願ひます。――このことは百四十八條のいわゆる新聞紙

あるいは雑誌の報道、評論の自由の問題でございまして、これは途中の案におきまして、プレス・コードをそのまゝ持つて来て、原案としようとしたという事実があるのでもございまして、このことはまったく自主性をなくしまして、憲法で許されております表現の自由を、プレス・コードをそのまま持つて来て制限しようとした。これは私が申しました自主性をなくしておる、憲法違反である。憲法違反がしかも自主性をなくして行われようとしておるやうなことの具体的な指摘だと思ひます。これがいわゆる表現の自由云々の言葉を、用ひまして圧縮されておりますが、この圧縮の経過を見まして、私はさういふ申し上げましたやうに、自主性のない憲法違反の形が現われておると申ししたのであります。

そのほかには、總則の第七條あるいは第五十九條などによりまして、投票所あるいは演説会場に官憲の立入りを許可しておるやうなこの事實は、明らかに現在の警察が全体的にたゞりつありますところの、警察軍隊化の傾向の、最もこの選挙に關係して現われたこととございまして、これが人民を弾圧する武器になりつつあるといふことは、明らかに言えると思ひます。

上のやうな一般的な民主勢力を弾圧する一方、百三十八條におきましては、戸別訪問を許しておるのでございまして、これは最も象徴的なブルジョア的な選挙運動の一つでございまして、以上のやうな民主的な方法を弾圧するから、最もブルジョア的な戸別訪問を許しておるやうなことは、いかにこれは……（あめを売つて戸別訪

問しているじやないか）と呼び、その他発言する者多く聴取不能）……であるかといふことがわかると思ひます。

さらにこれは参議院からの申入れにもあるのでもございまして、教職にある者の問題につきまして、百三十七條でございまして、学生、教員といふやうな一般的な、いわゆる大衆的なものに対してはそれを抑圧し、しかもPTAのいわゆるボス連中の運動に対しましては、これを自由に、温存しておるやうな形が、はつきり現われておると思ひます。なお、こゝにやうな民主勢力への圧迫の例を上げますと、第六十二條の、個人演説会に對しまして、何らその周知徹底方が規定されてないといふこと、あるいは百四十六條の文書図面の頒布の場合の全面的な制限の問題、あるいは二百七十七條におきまして、この入院加療中の者に対する住居の制限の問題、こゝの問題が大衆的な民主勢力に対する非常な圧迫となつて現われておりますが、これらの民主勢力に対する圧迫を、第十六章におきまして、非常に強い罰則をもつて威嚇しておるやうなことは、明らかにこの法案の反動性を物語るものであると私も考へます。

しかも第八十九條の公務員の立候補制限の問題に至りましては、これが最も露骨に現われておりまして、第九十條には、五日以内に立候補できるといふことを公務員に許可しておるのでございまして、これも参議院からの申入れにありますが、少くとも高級官僚、高級公務員に對しましては、ぜひとも半年、あるいは一年くらいの制限は設けるべきであるにかかわらず、こ

の参議院の申出は、今委員会ではこの形で見れば無視しておるかたわら、一方三百万人に達するところの官公吏に對しては、辭職しなければ立候補できないという形で、實質的に被選挙権を剝奪してある。これは形式的には官公吏一般という形で、高級官僚の事前運動を實質的に許し、しかも一般官公吏に對しては、被選挙権の自由を剝奪しておけるといふ問題が明らかになる。中に含まれておるといふ事。現在すでに地方におきましては、次官あるいは知事等がその地位を利用して、あるいはその他の権力を利用して、事前運動をやつておるといふことは……「知事だつて官吏だつて用事があるから歩くのじやないか」と呼び、その他発言する者多く、聴取不能……私どもも問題でございしますが、こういう立場にない（用事があつても歩くなど言うのか）と呼び、その他発言する者多し。各党の代議士諸公にとりまして、大きな問題ではなからうか。この法案が通過したならば、おそらく来る参議院選挙には、過半数にわゆるこのう植民地的官僚がでて来るのではなからうかと存じております。

ば、これは手に入らないという形がはつきり出ております。それはわゆる補給金の問題であり、あるいは公団の拂下げの問題であり、あるいは公共事業費の行方であり、あるいは六百五十億に達する地方に對する補助金、こういうものがわゆる官僚の選挙費用となつて多分に流れていくであらうと考えられるのであります。これは五井産業事件、あるいはその次に出来て来るであろう金相哲事件、このことがはつきりこの問題を暴露してあります。これはまだ氷山の一角でございまして、次々この問題が、選挙戦がたけなわになるにつれて、起つて来るであらうといふことを私どもは懸念しております。

○生田委員長 立花君の御意見は、責任をお持ちになるでしょうか。このことがはつきり現れておるのは、百九十七條でございまして、百九十七條には、選挙費用の支出の問題が出ておまして、事前運動または運動中の支出で、候補者または出納責任者が支出した意思を通じてしたもので、及び自動車、船、車馬等の支出は、選挙運動の支出ではないという規定がございまして、これは明らかに事前運動をいからやつてもいいというのを表わしておるものでありまして、これはさいせんから申しましたような候補者全部に對して、資金を無償に提供していいということができると思ひます。その裏づけといたしまして、政府は二十八日の大蔵委員会、平田主税局長が言明した点でございしますが、政党内には税金を課せないといふことを言つております。この事実をとつてみて、現在の選挙資金の制限というものは、ここに大きな抜け穴があるといふことが言えると思ひます。

○中野（四）委員 今の立花君の発言に、私は納得の行かぬ点がある。御本人が取消されればともかくも、この選挙法を改正し、これを決定するにあつて、自主性がなくなつておると、特に憲法違反であるといふお話がありまして、この点に明確を欠いておる。いやしくもこれを上程するにあつて、憲法違反であるかといふ点を、明確に共産党から一度発言をしておかれる必要がある。われ／＼は憲法違反であるといふような法案を、このまま審議し、また上程することには賛成できない。特に立花君の発言中には、不穏当な言葉がたぐさあつたと思ひます。だから取消されればそれでいいが、取消されなければ、私は発言に對して相當の責任をとつていいと思ふ。この点に對して皆さんにお諮り願ひたい。

○立花委員 それは委員長の御質問によりまして、私は責任をとると申ししております。言論は自由でございまして、憲法違反の疑いがある、特にブレス・コードの点については、事実をもつて例証いたしましたので、私申し上げておきますので、これ以上は見解の相違と申します。私が責任をもつて発言したものに對しては……

○生田委員長 次は公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律案起草の件を議題といたします。本法案に關しましては、すでに御承知の通り、第六国会の特別委員会において、一応の成案を決定いたしましたのであります。この案に二、三の字句的整理を施したものが、先刻お手元に差し上げてあります案であります。本案を本委員会の成案と決定したいと思ひます。本案を委員会の成案として決定し、これを委員会提出の法律案として議院に提出するに御異議ありませんか。

○生田委員長 御異議なしと認めます。

○生田委員長 御異議なしと認めます。なおお諮りいたします。本特別委員会は、本国会当初に設置以来、前国会に引続き選挙法改正に關し、鋭意調査を進めて参つたのであります。本日ここに本案の成案を決定することができましたことは、まことに御同慶にたえません。この両法案を本委員会の調査の結論として、これに關する報告

書を議長に提出したいと考えます。この作成につきましては、委員長に御一任を願いたいのでありますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○生田委員長 御異議なしと認めます。それではさよう決しました。

次に御相談をいたします。この法案につきまして、もとより施行令が発令されなければなりません。これは選挙管理委員会においてすでに御立案が進行しておるものと考えますゆえに、本委員会の名において、すみやかに選挙管理委員会から、委員長の手元まで御提案をお願いしたいと思ひます。これは委員会の名においてお願いしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○生田委員長 御異議がなければ、さよう決します。

この問題は、昨年四月以来第五、第六、第七国会と三国会に引続き委員会が成立し、諸君の熱心な御調査によりまして、ここに成案を得まして、本国会に提出することになりました。まことに皆さん御苦勞でありました一言ごあいさつを申し上げます。(拍手)
これをもって閉会いたします。

午後三時三十二分散会

〔参 照〕

選挙法改正に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕